

保育料の算定に使う市民税所得割額の目安

令和7年1月1日、川崎市に住民登録があり、国内の給与収入のみの方の場合（それ以外の方は計算が異なる場合があります）

職場から5～6月に配布される

「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を御用意ください。

令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得			

課税標準	

市	所得割額⑥	円

県	

税額	

納付額	

所得控除		

(摘要)

〇〇税額控除	市民税	円	県民税	円
--------	-----	---	-----	---

$$(\text{税額控除 市民税} + \text{市 所得割額⑥}) \times 0.75 = \text{保育料算定に使う税額}$$

父母それぞれ計算し、合算した金額で保育料を決定します。

例 令和7年度（令和6年1月～12月分）の税額は、令和7年9月～令和8年8月までの保育料を決定するのに使用します。